

回 答 書

受付番号	回収年月日	回収場所	担当主管課
第11号	令和5年3月7日	伊予市役所 (メール)	産業建設部 環境政策課
題 目 (テーマ) : 伊予市公文規程第4条3項違反の件			
提 案 理 由 (要旨)			
<p>今般、産業建設部環境政策課が作成した「伊予市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）」と「伊予市環境基本計画（案）」を読んでいて、「取組」という表記が多用されており驚きました。</p> <p>伊予市公文規程第4条第3項によると公文に用いる送り仮名は、送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）の定めるところによるものとされています。そこには通則7として、慣用に従って送り仮名を付けない語が示されていますが、その中に「取組」は明示されていません。ルールを守って「取り組み」としてください。</p>			
回 答 内 容			
<p>「伊予市環境基本計画（案）」及び「伊予市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」における「取組」の記載に関し、修正要望をいただきました。</p> <p>公文の作成に当たっては、伊予市公文規定等を参照しながら、適切に作成するよう努めているところですが、至らない部分があることも事実であります。</p> <p>この度の御指摘について、今一度、精査を行い、適切に対応したいと考えております。</p> <p>改めまして、両計画（案）について、詳細に至るまで御確認いただき、心からお礼を申し上げます、回答とさせていただきます。</p>			